

第14回 憲法と平和を考えるつどい

戦争と天皇の役割

『天皇在位60年』キャンペーンのぬらいを考える

今年、自民党中曽根内閣のもとで「天皇在位60年」キャンペーンがなされ、「平和を愛した天皇」などがことさら強調されようとしています。

しかし、戦時中、日本の国民が天皇の名において召集され、その軍隊が天皇の命令のもとに各国に侵略したという一事をとっても、天皇の果たした役割を決して否定することはできません。

過去60年にわたる「昭和」の歴史の中で天皇の果たした「役割」はどのようなものであったのか？ 国家機密法・靖国公武参拝・軍事費異常突出 など「軍国主義復活」の動きが一層強まろうとしている今、「天皇在位60年」キャンペーンにこめられたぬらいは何か？

私たちは「建国記念の日」とされる2月11日に、このような天皇の問題を新進気鋭の歴史学者である功刀先生のお話を聞く中で、あらためて学び、考えたいと思います。

2月11日(火)

p.m. 1:30 - 3:30

宮崎市中央公民館

大研修室(宮崎女子高北隣)

参加費：300円

保育所を準備します。
ご利用下さい！



《講演》

太平洋戦争開戦 — その時天皇は！

《講師》くぬぎ としひろ
功刀 俊洋先生(鹿児島大学)

功刀先生は東京教育大卒で、現在鹿児島大学講師です。ご専門は日本現代史です。

著書には、藤原彰氏(一橋大学)らとの共著の「天皇の昭和史」(新日本新書)があります。

主催：

日本科学者会議 宮崎支部

宮崎民主法律家協会

歴史教育者協議会 宮崎支

連絡先：

宮崎中央法律事務所 (Tel. 0985 24-882)

第14回 憲法と平和を考えるつどい

戦争と天皇の役割

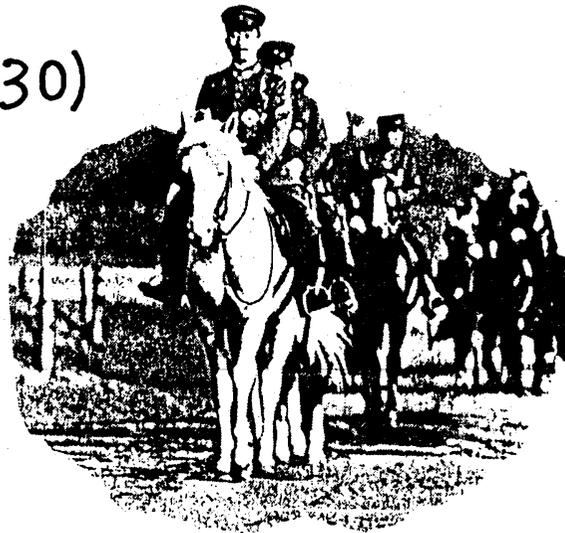
「天皇在位60年」キャンペーンのねらいを考える

《講演》

太平洋戦争開戦 — その時天皇は！

《講師》くぬぎ としひろ
功刀 俊洋先生(鹿児島大学)

1986年2月11日 (p.m.1:30-3:30)
宮崎市中央公民館大研修室



資料集もくじ

- | | |
|------------------------------|------|
| (1) 講演レジメ | p.1 |
| (2) 資料「太平洋戦争への道」 | p.2 |
| (3) 資料「日米対立と天皇」 | p.5 |
| (4) 資料「木戸日記と杉山メモ」 | p.7 |
| (5) 資料「天皇の戦争準備」 | p.9 |
| (6) 資料「天皇の開戦決定」 | p.10 |
| (7) 「在位60年」と天皇の戦争責任 | p.12 |
| (8) 「国家機密法」再提出をめぐる | p.15 |
| (9) VLF(超長波通信基地)に反対
するために | p.18 |

主催：

日本科学者会議 宮崎支部
宮崎民主法律家協会
歴史教育者協議会 宮崎支部

太平洋戦争開戦—その時天皇は— (鹿大政治学) 功刀俊洋

はじめに

- (1) なぜ天皇なのか—新しい「大日本帝国」の確立
- (2) 開戦責任と天皇—「大日本帝国」史観のアキレスけん
- (3) つくられた常識—平和主義者で立憲君主、東洋平和のためのやむをえない戦争

1. 避けられた日米開戦

- (1) 日米対立—戦争の原因
 - ① 日中戦争
 - ② 日独伊三国同盟
 - ③ 日本の武力南進
- (2) 日本支配層の避戦論とその挫折
 - ① 木戸・近衛の臥薪嘗胆・国力培養論→東条の撤兵反対論
 - ② 東条の皇族内閣・国策転換論→木戸・天皇の皇室責任回避論
- (3) 選択の内容—「大日本帝国」の発展か「日本国」への転換か—開戦やむなしの判断基準は「国体」と「大東亜共栄圏」

2. 「聖断」による開戦

- (1) 「聖断」しかありえなかった
 - ① 帝国憲法—天皇大権制と国家機構の分立制—決定・調整は天皇唯一人
cf 『失はれし政治』
 - ② 「大日本帝国」と「国体」の興亡にかかわる重大決定—平沼、木戸、東条、杉山の発言
 - ③ 和戦をめぐる国家機構の間に深刻な対立—北進と南進、資源確保の成否、対米妥協と強硬、ナチスへの過信と不信
 - ④ 「出先に引きづられないように」満州・支那事変の教訓
- (2) 御前会議（儀式）の前後の「内奏」と「御下命」（実質的命令・決定）—『木戸日記』『杉山メモ』の世界
 - ① 9月5日
 - ② 9月9～10日
 - ③ 10月13日
 - ④ 11月2日
 - ⑤ 11月26日
 - ⑥ 11月30日
 - ⑦ 12月1日

まとめ

- (1) 戦果にはしっく天皇
- (2) 天皇の戦争責任→天皇制・大日本帝国という近代日本の体制的あり方そのものが戦争の原因

* 帝国憲法の権力と責任

- ① 天皇は最高政治権力者・軍事指揮者にして対外的には最高の政治責任者・国内的には全くの無責任者（君主主権、専制君主制）
 - 第1・4条 元首、統治権
 - 第3条 神聖不可侵
 - 第5条 立法権
 - 第11条 統帥権
 - 第13条 宣戦講和、条約権
- ② 臣民は制限された権利によって
 - 天皇に任命された者（大臣、官吏、軍人、貴族院議員）が
 - 選挙された者（衆議院議員）
 天皇に対して責任を各々独立して負う（臣民の義務、国家機構の分立制独立責任制）
 - 第11・13条—統帥扶翼の責任（軍隊の指揮・作戦）は
軍部／陸軍参謀本部／海軍軍令部が対等に負う
 - 第37条—立法協賛の責任（法律の制定と財政の承認）は議会（貴族院／衆議院）が対等に負う
 - 第55条—國務補弼の責任（政治・行政・外交）は
政府／内閣の各大臣が独立して、かつ／軍部大臣は現役武官から選出して負う
- ③ 天皇しか国家機構内の意見を調整・決定する者はない→立憲君主論、内閣主権論の誤解

参考書 藤原・功刀他『天皇の昭和史』 新日本出版社

太平洋戦争への道

	ヨーロッパ情勢	日独・日ソ・日米関係	日本の北進・南進政策	ソ英米の中国援助・対日独政策
1938	3. 独、オーストリア併合 9. ミュンヘン協定 英仏 (独のチェコ併合を承認)	1. 独、日独軍事同盟を提案	7. 張鼓峰事件 10. 広東占領	3. ソ連、500万ドル 7. 米、5000万ドル
1939	8. 独ソ不可侵条約 9. 独・ポーランド侵攻 (第二次大戦開始) 11. ソ連、フィンランド戦争	1. 平沼内閣、日独交渉 (~8) 11. 野村外相、ワルシャワの日米 調整会談	11. 近衛首相「東亞新秩序」 2. 海南島占領 5. ノモンハン事件 (~9) 6. 天津英仏租界封鎖 8. 阿部内閣成立 (改組戦争介入 せず)	3. 米、1500万ドル 英、1000万ポンド 6. ソ連、1500万ドル 7. 26 米、日米通商条約廃棄通告 (6か月後から禁輸可能)
1940	4. 独、電撃戦開始 5. 独、北欧、オランダ、ベルギー占領 6. パリ占領 8. 「ブリテンの戦い」 (独、イギリス 上陸を延期) 10. 独、ルーマニア進軍 11. 独、ハンガリー、ルーマニア、 スロバキアを三国同盟に編入	9. 27 日独伊三国同盟調印 10. 建川駐ソ大使、日ソ不可侵条約を 提案	1. 米内内閣成立 7. 22 第二次近衛内閣成立 7. 27 「世界情勢の推移に伴う 時局処理要綱」 (1) 9. 23 北部仏印進駐 11. 13 「支那事変処理要綱」	3. 米、2000万ドル 7. 英、ビルマルート封鎖 9. 26 米、鉄鋼、屑鉄禁輸 9. 米、2500万ドル 10. 英、ビルマルート再開 11. 米、5000万ドル 12. 米、1億ドル 12. 29 米、「民主主義の兵器廠」声明
1941	3. 独、ブルガリア進軍 ブルガリア、ユーゴスラビアを 三国同盟に編入 4. 独、ユーゴ、ギリシャ占領 6. 22 独、ソ連に侵攻 ルーマニア、イタリー、ハンガ リー、フィンランドが対ソ参戦 12. 8 独、モスクワから退却	1. 野村駐米大使、赴任 2. 3 「対独伊ソ交渉案要綱」 (松岡 外相案) 決定 3. 非公式「日米了解案」公表 4. 13 日ソ中立条約成立 4. 16 野村・ハル日米交渉開始 5. 12 日本側、修正案提出 6. 21 米側、" 7. 25 日米交渉中断 11. 7 日本、甲案 (20乙案) 提出 11. 26 ハルノート提出	6. 25 「南方施策促進に関する件」 (2) 6. 30 「情勢の推移に伴ふ帝国 国策要綱」 (3) 7. 7 関東軍特別大演習の動員下命 7. 28 南部仏印進駐 9. 6 「帝国国策遂行要領」 (4) 10. 18 東条内閣成立 11. 5 「帝国国策遂行要領」 (5) 12. 1 「帝国国策遂行要領」 (開戦決定)	3. 米、武器貸与法成立 3. 米英軍事協定 6. 23 米英、ソ連を支持 7. 12 英ソ相互援助協定 7. 21 米、対日警告 8. 1 米、石油禁輸 8. 2 米、対ソ援助を発表 8. 12 米英「大西洋憲章」発表 10. 11 モスクワで英米ソ武器貸与協定

○世界情勢の推移に伴ふ時局處理要綱

昭和十五年七月二十七日大東政府時局處理要綱

方針
帝國ハ世界情勢ノ變遷ニ對シテ内外ノ情勢ヲ收斂シ速カニ支那事變ノ解決ヲ促進スルト共ニ好機ヲ捕獲シ對南方問題ヲ解決ス

要領

第一條 支那事變處理ニ關シテハ政略的ノ綜合力ヲ之ニ集中シ特ニ第三國ノ防衛行爲ヲ阻礙スル等凡ユル手段ヲ盡シテ速カニ重慶政府ノ屈服ヲ策ス

第二條 對外施策ニ關シテハ支那事變處理ヲ推進スルト共ニ對南方問題ノ解決ヲ目途トシ概ネ左記ニ依ル

- 一、先ツ對伊ノ施策ヲ重點トシ特ニ速カニ獨逸トノ政治的親善ヲ強化シ對ソノ外交ノ飛躍的調整ヲ圖ル
二、米國ニ對シテハ公正ナル主張ト雖然タル態度ヲ持シ帝國ノ必

要トスル無難ヲ行フコトヲ得サル自然的阻礙ハ取テ之ヲ辭セサルモ常ニ其ノ動向ニ留意シ我ヨリ米ヲ壓倒スル多カラシムルハ之ヲ避ケル如ク施策ス

三、佛印及露等ニ對シテハ左記ニ依ル

イ 佛印(領土)ニ對シテハ防衛行爲阻礙ノ徹底ヲ期スルト共ニ速カニ我軍ノ供給線任軍隊通過及飛行場使用等ヲ容認セシメ且帝國ノ必要ナル物資ヲ獲得ス

ロ 香港ニ對シテ「ビルマ」ニ於テハ接濟「ルート」ノ徹底的遮断ト相俟テ先ツ速カニ敵性ヲ排除スル如ク強力ニ諸工作ヲ推進ス

ハ 祖國ニ對シテハ先ツ敵性ノ排除及交戰國軍隊ノ撤退ヲ圖ルト共ニ速次支那側ヲシテ之ヲ回數セシムル如ク講求ス

ニ 前記ノ施策ニ當リテ武力ヲ行使スルハ第三條ニ據ル

四、獨逸ニ對シテハ暫ク外交の措置ニ依リ其ノ重要資源確保ニ努ム

五、南米南洋上ニ於テハ佛領及佛領島國ノ國防上ノ重大性ニ鑑ミ爲シ得レハ外交の措置ニ依リ我領有ニ歸スル如ク處理ス

六、南方ニ於テハ其ノ他ノ諸邦ニ對シテハ努メテ友好の措置ニヨリ我カ工作ニ同調セシムル如ク施策ス

第三條 對南方武力行使ニ關シテハ左記ニ依ル

一、支那事變處理ニ終ラセタル場合ニ於テハ對南方問題解決ノ内外諸般ノ情勢ヲ在ス限リ好機ヲ捕獲シ武力ヲ行使ス

二、支那事變ノ處理ニ終ラセタル場合ニ於テハ第三國ト開戦ニ至ラサル程度ニ於テハ諸般ノ内外諸般ノ情勢ヲ有利ニ進歩スルニ當リテ對南方問題解決ノ爲ニ武力ヲ行使スルコトアリ

三、前記ノ武力行使ノ時期總體方法等ニ關シテハ情勢ニ應ジテ之ヲ決定ス

四、武力行使ニ當リテハ敵軍對テハ極力英國ノミニ局限スルニ努ム但シ此ノ場合ニ於テモ對英開戦ノヲ避ケサルコトアリ

○南方施策促進に關する件

南方施策促進ニ關スル件

昭和十六年六月二十五日

大東政府時局處理要綱

一、帝國ハ現下諸般ノ情勢ニ鑑ミ既定方針ニ準據シテ對佛印泰屬等ヲ促進スルニ關シテ佛印代表ノ歸朝ニ關シテ速ニ佛印ニ對シテ西安定防衛目下トスル日佛印軍事の結合關係ヲ決定ス

佛印トノ軍事の結合關係決定ニ依リ帝國ノ把握スヘキ要件左ノ如シ

(イ) 佛印特定地域ニ於テハ航空基地及港灣施設ノ設定又ハ使用

能ク南佛印ニ於テハ所屬軍隊ノ駐屯

(ロ) 帝國軍隊ノ駐屯ニ關スル便宜供與

二、前記ノ爲ニ外交交渉ヲ開始ス

三、佛印政府又ハ佛印當局者ニシテ我カ要求ニ應セサル場合ニハ武力ヲ以テ我カ目的ヲ貫徹ス

四、前記ノ場合ニ處スル爲メ軍隊派遣準備ニ着手ス

「帝國國策遂行要綱」

九月六日御前會議決定

帝國ハ現下ノ急迫セル情勢特ニ米英露等各國ノ執レル對日攻勢「ソ」ノ情勢及帝國國力ノ強弱等ニ鑑ミ「情勢」推移ニ伴フ帝國國策遂行要綱

一、帝國ハ自存自衛ヲ至ラサル爲メ對英(英國)戰爭ヲ辭セサル決意トシ概ネ十月十日日途トシ戰爭準備ヲ完成ス

二、帝國ハ右ニ對シテ米、英ニ對シテ外交ノ手段ヲ盡シテ帝國ノ要求貫徹ニ努ム

對米(米)交渉ニ於テ帝國ノ達成スヘキ最少限度ノ要求事項並ニ之ニ關聯シ帝國ノ利益ヲ得ル限度ハ別紙ノ如シ

三、前記外交交渉ニ依リ十月十日頃ニ至ルモ尚我カ要求ヲ貫徹スル日途ヲキ場合ニ於テハ直チニ對米(英國)開戦ヲ決定ス

對南方以外ノ施策ハ既定國策ニ基キ之ヲ行ヒ特ニ米「ソ」ノ對日外交關係ヲ結成セシメサルニ勉ム

○情勢の推移に伴ふ帝國國策要綱

(昭和十六)七月三日御前會議決定

第一方針

一、帝國ハ世界情勢變遷ノ如何ニ拘ラス大東亞共榮圈ヲ建設シ以テ世界平和ノ確立ニ寄與セントスル方針ヲ堅持ス

二、帝國ハ依然支那事變處理ニ邁進シ且自存自衛ノ基礎ヲ確立スル爲メ南方進出ノ歩ヲ進メ又情勢ノ推移ニ應ジ北方問題ヲ解決ス

三、帝國ハ右ノ目的ノ達成ノ爲メ如何ナル障礙ヲモ之ヲ排除ス

第二要領

一、將政權剛健促進ノ爲メ南方諸域ヨリ勢力ヲ強化ス情勢ノ推移ニ應ジ適時軍政設備ニ對シテ外交戰備ヲ行使シ且支那ニ於テハ敵性阻礙ヲ排除ス

二、帝國ハ其ノ自存自衛上南方要域ニ對シテ必要ナル外交交渉ヲ續行シ其ノ他各國ノ施策ヲ促進ス

之ヲ爲メ對英米戰備ヲ整ヘ先ツ「對佛印泰屬要綱」及「南方國策促進ニ關スル件」ニ據リ佛印及泰屬ニ對シテ諸方策ヲ完遂シ以テ南方進出ノ情勢ヲ強化ス

帝國ハ米露上ノ達成ノ爲メ對英戰備ヲ辭セズ

三、獨逸ニ對シテハ三國同盟ノ精神ヲ基調トスルモ暫ク之ニ介入スルコトナク諸カニ對シテ「ソ」武力ノ他佛ヲ經テ自主的ニ對處ス此ノ間ヨリ間接ナル措置ヲ以テ外交交渉ヲ行フ

獨逸「ソ」戰爭ノ推移帝國ノ爲メ有利ニ進展セハ武力ヲ行使シテ北方問題ヲ解決シ北進ノ安定ヲ確保ス

四、前記遂行ニ當リ各種ノ施策就中武力行使ノ決定ニ關シテハ對英米戰爭ノ基本態勢ヲ保持シ大ナル支障ナカラシム

五、米國ノ參戰ハ既定方針ニ從ヒ外交手段其他有ユル方法ニ依リ極力之ヲ防止スヘキモ萬一米國ヲ參戰シタル場合ニハ帝國ハ三國條約ニ基キ行動ス但シ武力行使ノ時機及方法ハ自主的ニ之ヲ決定ス

六、速カニ國內戰時體制ノ徹底的強化ニ移行ス特ニ國防ノ強化ニ勉ム

七、具體的措置ニ關シテハ別紙ニ之ヲ定ム

○帝國國策遂行要綱

十一月三日御前會議決定

帝國國策遂行要綱

一、帝國ハ現下ノ情勢ヲ打開シ自存自衛ヲ爲シ大東亞ノ新秩序ヲ建設ス爲メ此ノ際對英米露戰爭ヲ決意シ左記措置ヲ採ル

(イ) 武力發動ノ時期ヲ十二月初頭ト定メ陸海軍六作戰準備ヲ完成ス

(ロ) 對米交渉ハ別紙要綱ニ依リ之ヲ行フ

(ハ) 獨逸上ノ關係強化ヲ圖ル

(ニ) 對米交渉ヲ十二月一日午前開始ス成功セハ武力發動ヲ中止ス

九月二十七日 日独伊三國同盟成立の詔書

詔書

大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一字タラシムルハ實ニ皇祖皇宗ノ大訓ニシテ朕ガ夙夜眷々措カザル所ナリ而シテ今ヤ世局ハ其ノ騷亂底止スル所ヲ知ラス人類ノ蒙ルベキ禍患亦將ニ測ルベカラザルモノアラントス朕ハ禍亂ノ戡定平和ノ克復ノ一日モ速ナランコトニ軫念極メテ切ナリ乃チ政府ニ命ジテ帝國ト其ノ意圖ヲ同ジクスル獨伊兩國トノ提携協力ヲ議セシメ茲ニ三國間ニ於ケル條約ノ成立ヲ見タルハ朕ノ深ク慰フ所ナリ

惟フニ萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安ンゼシムルハ曠古ノ大業ニシテ前途甚ダ遼遠ナリ爾臣民益々國體ノ觀念ヲ明徴ニシ深ク謀リ遠ク慮リ協心戮力非常ノ時局ヲ克服シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ

御名御璽

昭和十五年九月二十七日

各大臣副署

第2表 1930-41年のアメリカからの豆田及び豆中露仕(揮露仕)の輸出 (単位:千米²)

年	日	米	中	露
1930	164,570		89,605	
1931	155,715		97,923*	
1932	134,921**		56,171	
1933	143,435		51,942	
1934	210,480		68,667	
1935	203,283		38,153	
1936	204,348		46,819	
1937	288,558*		49,703	
1938	239,662		34,719**	
1939	232,184		55,614	
1940	227,200		77,968	
1941	59,901		95,349	

* 1930年代の最高額。
** 戦時中。

第6表 商賣におけるアメリカの直接投資 (単位:千米²)

	1930	1936	1940
中	129,768	90,593*	46,136
日	61,450	46,694	37,671
フィリピン	81,435	92,150	90,695
獨逸東インド	66,212	69,759	71,275
米領マリアナ	27,103	23,740	21,403

* 1930年の水準からの減少は、部分的には受託者側の評価の悪化が原因であり、他は為替相場の下落に起因する。

『日米関係史』より
(東大出版会)

十二月八日 米英にたいする宣戦の詔書

詔書

天佑ヲ保シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戦ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勦精職務ヲ奉行シ朕カ衆庶ハ各々其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ擧ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ邁算ナカラムコトヲ期セヨ

抑々東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ不顧ナル皇祖考不承ナル皇考ノ作述セル遺訓ニシテ朕カ拳々措カザル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ之亦帝國カ常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト僭端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモノアリ豈朕カ志ヲラムヤ中華民國政府義ニ帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ幸ニ國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相提携スルニ至レルモ重疊ニ殘存スル政權ハ米英ノ庇護ヲ恃ミテ兄弟尙未タ牆ニ相闕クアラばメス米英兩國ハ殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ騷亂ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス剩レ與國ヲ勝ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武備ヲ増強シテ我ニ挑戰シ更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラユル妨害ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ回復セシムトシ隱忍久シキニ彌リタルモ彼ハ毫モ交讓ノ精神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遲延セシメテ此ノ間却ツテ益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメントス斯ノ如クニシテ推移セムカ東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲斷然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ

皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

御名御璽

昭和十六年十二月八日

內閣總理大臣 東條 英機
兼 內務大臣兼 陸軍大臣

天皇と勅語と
昭和史(文社)
より

① 昭和15.7.11「木戸日記」下八二

十一時十分、御召により拝謁す。午前中海岸へ御出まじありし御の水着の御返にて、御くつろぎ御座る御気持にて、四方山の御話あり、十二時二十五分に及べり。

近衛公の新体制の問題の其後の経過につき御尋ねあり、尚、左の如き要旨の御話もありたり。

一、英国は援蔭ルート閉鎖の我方の申入を拒絶して来るのではないと思はるゝが、其勢食、香港占領と云ふことになり、結局、宣戦と云ふことになるのではないかね、そうすれば米國は少くともエムバレーの「手段に出るだらうとの御言葉ありし故、万一如斯事態となります場合は、我國は十二分の研究と十二分の覚悟を以て立上る必要ありと考へますのみならず、國民にも十分覚悟せしめなければなりませんのでありますから、手段等も軽率にならぬ様、大本營連絡會議、御前會議等充分慎重に致し、出先の出来事に引摺らるゝ様なことにならぬ様致さねばなりませんと解答す。

④ 9.20「西園寺公と政局」三四六

二十日に、自分はまた東京に行つて、四時頃から六時頃まで近衛總理と官邸の日本間でゆつくり話した。

近衛の話に、

自分は、その翌日参内したところが、陛下は自分に向つて、『今回の日獨軍事協定については、なるほどいろいろ考へてみると、今日の場合已むを得まいと思ふ。アメリカに對して、もう打つ手が無いといふならば致し方あるまい。しかしながら、萬一アメリカと事を構へる場合には海軍はどうだらうか。よゝ自分は海軍大學の圖上作戰では、いつも對米戰爭は負けるのが常であるといふことを言ひましたが、大丈夫だらうか』といふお話であつた。(自分は、その後で、實は豊田海軍次官にその様子を言いたところ、『そんなことはございませぬ』と言つてをた) なる、陛下は續いておつしやるのに、『自分は、この時局がまことに心配であるが、萬一日本が敗戦國となつた時に、一體どうだらうか。かくの如き場合が到來した時には、總理も、自分と勞苦を共にしてくれるだらうか』といふ内談があつた。

第五回 御前會議

議題 「情勢ノ推移ニ伴フ帝國國策要綱」

日時 七月二日午前十時ヨリ十二時迄二時間

場所 宮中

會議後ノ所見

杉山參謀總長 本會議問海軍側発言スルモノナシ未

野軍令部總長ハ南部弘印ノ応答ノ際起立シテ

發言シヨウトセシモ他ノ者カ發言セシタメキ

メタ。

原根府議長ノ質問ハ適切ニシテ、エグル様ヲ

ツタ、オ上ハ非常ニ御満足ノ様子ナリキ

ト。

昼食後一時半直ちに御散可キヲケルモノナ

リ。

② 7.15「西園寺公と政局」二八八

晝から木戸を遣子

の別荘に訪ねたところ、ちやうど陛下が葉山の御用邸に歸られ、總長官が参内されたので、木戸は陛下からお召があり、入違ひになつた。木戸夫人が、暫く待つてゐてくれ、といふので待つてゐると、四時頃、木戸は松平と一緒に歸つて來た。まいてみると、參謀總長官の参内は南方作戰に關することであつて、陛下は内大臣に對し、

「南方作戰に關することは、政府との打合せが済んでゐるのかどうか。」

といふ御下問があつたので、木戸はすぐ東京の外務大臣に電話をかけてその話をすると、『それは既に四相會議で決まつてゐるので、政府も承知してをります』といふ答であつた。

昭和16年 杉山Xモ上
254-260
⑧

③「木戸日記」下八二一〜八二二

九月十四日(土)晴

午前九時、野村實六氏來邸、面談。

十時、軍務官邸に伺候、大庭殿下の御情氣を御見舞す。

十一時、松岡外相参内、拜謁前後に面談す。弘印へ最後通牒を發するとのことなり。

松岡外相の奏上に就いて、西條真富の奏上あり。右に關し直に御召あり、拜謁す。

弘印との關係につき、松岡の説明と參謀本部の説明との間には、必しも完全に一致せりとは見えざる点あるやに思はるゝが、現在の情況にては政府の方針を執行せしむる外なしと思ふが如何との御下問あり。故つて今日の情況となりては、徒に遅延せば英米の策動は益々熾烈となり、弘印亦支那と握手する虞なきにしもあらずとのことなれば、行動に移る場合については充分慎重ならしむる様御指導願ひ、此致御許を願ひ度き旨を奏答す。

⑤「木戸日記」下八二五

九月二十四日(火)晴

三時十分より四時迄、拜謁。

独伊との同盟締結につき、左の如き御召あり、誠に恐懼す。

宮内大臣に取調べさせたるに、日英同盟の時は宮中では何も

取行はれなかつた様だが、今度の場合は日英同盟の時の様に

只談ふと云ふのではなく、万一情勢の推移によつては重大な

危局に直面するのであるから、親しく賢所に參拜して報告す

ると共に、神機を御加護を祈りたいと思ふがどうだらうとの

御尋なり。

⑥ 昭和16年「木戸日記」下八七〇

四月二十一日(月)晴

一時四十五分より二時四十五分迄、拜謁、近衛首相と會談の願

未を中心と雖も言上す。其の際、米國大捷報があれ迄強みたる

語を為したるは實に意外とも云ふべき「だ」が、こう云ふ風にな

つて來たのも考へれば我國が独伊と同盟を結んだからとも

云へる、總ては忍耐たれ、我慢たれとの仰せあり。御氣念の程を

拜察、恐懼す。

昭和十六年
杉山メモ上 三一九三ニ
六月二十五日

南方施策促進ニ関スル件
上奏ノ際ニ於ケル御下問並答

同総長及総理様請上奏シ総理代表シテ奏上ス
御上 経費ハ何テ支払フカ、又幾何カ

総理 金テ支払ヒマス、幾何カハ存シマセン陸軍大
臣ト話合ツテ居リマス

御上 最近ノ交渉ニ於テ仏國側ハ我ニ対シ好意ヲ寄
セテ居ルト思フカ此ノ様ナ事ヲオシツケテド
ウカ

総理 右ニ対シ簡単ニ御説明シ參謀総長更ニ左
ノ如ク附加ス

総長 帝國ノ方針トシテ大東亞共榮圈ハ飽迄建設シ
ナケレバナリマセン今迄ニ既ニヤラナケレハ
ナラナカツタ事テアリマシテ最近ニ於テ英米
蘭支等カ南方ニ於テ相提携シ日ヲ追ウテ我ヲ
圧迫シテ参テ居リマスノテ一日テモ早クヤル
必要ガアマリス

万巴ムヲ得サル場合例ヘハ対日全面禁輸或ハ
米英カ戰略態勢ヲ強化シテ参リマシタル場合
之ヲオサヘル為ニ早クヤル必要ガアリマス
ムダケテ宜シイカ

総長 泰ニ対シテハ後ニ続イテヤルノガ宜シイト存
シマス

泰ハ馬來ト接続シテ居リマスル關係上大キイ
ノヲ引キオノスコニ知レマセヌカラ先ツ最初
ハ仏印ニヤルノガ宜シイト存シマス

御上 軍隊ヲ如何ニ配置スルカ
軍隊進駐ノ目的ハ航空及海軍基地ヲ造リ且之
ヲ維持スル為ト泰及仏國ヲシテ日本ニ依存セ
シムルト共ニ南方ト支那ニ或王ヲ加フルニ在
ルノチアリマシテ「サイゴン」附近ヲ中心ト
シテ進駐スルコトヲ謀ルベシ

大東亞共榮圈ノ近キアリマス
國策遂行上トウカ下ト思フガマア宜イ(特ニ語
尾ハ強ク調子ヲ高メラレタリ)

北支ニ於テコトヲモテ時ハドウスルカ
海南島附近ニ軍隊カ居リマスノテ之ヲ派遣ス
レハ直ニ間ニ合フト思ヒマス北仏ハ現在兵力
テ六丈六デス

御心配ハ入りマセン
上奏後ニ於ケル參謀總長所感
北支軍司令部總長ト共ニ奏上セシ時トハ異ナリ御上ノ御機
嫌ニ御宜シカリシキト存案ス

杉山メモ上 三二〇五ニ
昭和十六年九月五日
御下問 奉答

「帝國國策遂行要領」ニ関スル御前會議開催ノ前日タル
九月五日夕突然陸海軍統帥部長ヲ召サレ近衛總理立会ノ下
ニ御下問アリ

右ノ動機ハ近衛總理ヨリ九月四日連絡會議決定ノ「帝國
國策遂行要領」ニ就キ内奏セル所之ニ関シ統帥上ノ御下
問アリ總理ハ之ハ兩總長ヨリ申上クヘシト奉答セル所
御上ハ明日會議ノ際兩總長ニ質問スヘシト申サレタルニ
依リ總理ハ「統帥部長トシテモ他ノ國務大臣ノ居ル所テ
ハ御満足ノ行ク所迄奉答申シ上ケルコトハ出来マセン今
呼ンテ御下問ニナツテハ如何デスカ」ト奉答シタルニ依
ルモノト拝察セラル

御下問奉答ノ一部左ノ如シ
御上 成ルヘク平和的ニ外交テヤレ

外交ト戦争準備ハ平行セシメヌニ外交ヲ先行セシ
メヨ

右ニ対シ種々奉答ス
御上 南方作戰ハ予定通り出来ルト思フカ

參謀總長右ニ対シ馬來比島等ノ予定作戰ヲ詳細奉答ス
御上 予定通り進マヌ事カアルタラウ

五ヶ月ト云フカソウハイカヌコトモアルタラウ
總長 從來陸海軍テ數回研究シテ居リマスノテ大体予
定ノ通り行クト思ヒマス

御上 上陸作戰ハソシナニ業々出来ルト思フカ
總長 業トハ思ヒマセヌカ陸海軍共時訓練シテ居リ
マスノテ先ツ出来ルト思ヒマス

御上 九州ノ上陸演習ニハ船カ非常ニ沈ンタカア一ナレ
バドウカ
總長 アレハ敵ノ飛行機カ撃滅セラレル前ニ船団ノ航
行ヲ始メタカラテアツテ、ア一ハナラヌト思ヒマ
ス

御上 天候ノ障礙ハドウスルカ
總長 障礙ヲ排除シテヤラネハナリマセヌ

御上 予定通り出来ルト思フカ
オ前ノ大臣ノ時ニ蔣介石ハ直ク參ルト云フタカ未
タヤレヌテハナイカ

參謀總長更メテ此ノ機會ニ私ノ考ヘテ居リマスコトヲ申
上ゲマスト前提シ日本ノ国力ノ漸減スルコトヲ述ヘ彈撥
力ノアルウチニ國運ヲ興隆セシムル必要ノアルコト又困
難ヲ排除シツツ國運ヲ打開スル必要ノアルコトヲ奏上ス
御上 絶対ニ勝テルカ(大声ニテ)

總長 絶対トハ申シ兼ネマス 而シ勝テル算ノアルコ
トタケハ申シ上ケラレマス必ス勝ツトハ申上ケ兼
ネマス

尚日本トシテハ半年ヤ一年ノ平和ヲ得テモ統イテ
國難カ来ルノテハイケナイノチアリマス 二十年
五十年ノ平和ヲ求ムヘキテアルト考ヘマス

御上 ア、分ツタ(大声ニテ)
總長 決シテ私共ハ好シテ戦争ヲスル氣テハアリマセ
ン 平和的ニ力ヲ尽シ愈ミノ時ハ戦争ヲヤル考テ
アリマス

木戸内大臣の避戦論と東条の反対

⑩ 木戸日記下

昭和十六年 八月七日(木) 一九九

三時半、近衛首相参内、拜謁の後、四時より四時半頃迄 懇談す。余は大原左の如き意見を述べ、深甚なる考慮を求む。

一、今日の事態は真に重大なりと思ふ。

一、荏苒日を過すことは許されぬ。速に政府統帥部の徹底的なる協議により方針を決定するの要ありと思ふ。

一、今日迄余の腹なる資料では、対米対ソ両面作戦は余程困難なりと思ふ。

一、而して見れば問題は極めて簡単に還元されたとも云へる。即ち油の問題だ。

一、油は海軍が二年、是とて戦争をすれば一年半しかないと思ふ。陸軍は一年位とのことだ。

一、そこで、結論から云へば、右が事実なりとすれば、到底米國に対して必勝の戦を為すことは出来ないと云ふ外はない。

一、米國を外にして手近に油の供給源を求むれば蘭印と北極太しかない。

一、蘭印を攻略するにはシンガポール、フィリピン等を先づ制圧するにあらざれば困難であらう。而して之等の行動中に油井は破壊されるであらうから、必要量の油を得るには到底一年半では難しいと思ふ。

一、蘭印に手を出せば、米國は参戦するであらう。そうすれば仮りに油が出るとしても、英米の潜水艦航空機の脅威下に長距離の輸送は非常に危険多く、果して所期の成果を挙げ得るやは頗る疑はしい。

一、若しそこに懸念があったとすれば、由々敷大事で、我國は油の不足で手を擧ぐる外ないと云ふことになる。

一、嗣つて今日の情勢を単純に云へば、国力足らずして思ふことが出来ないと思ふことであつて、表面の形は變つて居るが、日清戦後の三國干渉の場合と同じ決意をする外ないと云ふことではないかと思ふ。

一、即ち今後十年を目標とし臥薪嘗胆の決心をなし、

一、差当り日米國交の調整を爲し所要の物資を得ると共に、

一、國內にありては積極的目的を南進に履きて、此の目的達成の爲めに大体十年を目標とし、

一、重工業、工作機械工業の確立、

一、人造石油工業の急進なる確立、

一、遠洋航路船舶の大拡張、

等に全力を捧ぐること。

而して右計画の基礎として至急に国土計画の実施を促進すること。

⑪ 十月九日(木) 九二二

午前十時十分より同三十分迄、拜謁。

十時半、近衛公参内、拜謁後面談、日米國交調整につき妥協の見込容易に付かず、首相も大に心配し居られし故、余は大原左の如き意見を述べ、参考に資す。

一、九月六日の御前會議の決定は、余より見れば聊か唐突にして、議の熟せざるものあるやに思はる。

一、内外の諸情勢より判断するに、対米戦の結論は容易に逆轉し難く、再検討を要するものと思ふ。

一、政府は此際直に對米開戦を決意することなく、

一、寧ろ支那事変の完遂を第一義とすることを闡明し、

一、米國の経済圧迫を顧慮することなく、我國は自主的立場を堅持し、

一、十年乃至十五年の臥薪嘗胆を國民に宣明し、高度國防國家の樹立、国力の培養に専念努力すること。

一、支那事変完遂の爲には、要すれば交戦權の発動も辞せず、陸軍の動員兵力は之を支那に使用し、重慶、昆明等の作戦を敢行し、兵力累力を以て解決することを決意すること。

⑫ 杉山元上三九 10月14日の閣議

豊田 確信ヲモテト言ハレルカ米側ト話ノツカナイ

ノハ駐兵、三國同盟ノ自衛、支那ノ近接特種

緊密關係ノ三點カ主テ其他ニモ若干アル

米國ハ支那及仏印カラ撤兵ニ関シ日本ノ明確

ナ返事ヲクレト要求シテ居リ又北部仏印收買

事行動ニ関シテモ言及シテ居ル然モ矢張り重

点ハ撤兵タ、之ヲヤレハ見込ハアルト思フ。

又昨日カラ新聞ノ論調カ變ツタアレハ何処テ

指導シテ居ルノカ(伊藤情報總裁ハ最近閣議決

定ノ輿論指導要綱ヲ情報局カ指導シテ居ル旨

述フ)

右ニ對シ陸相ハ左記反駁説明ス

東条 北仏ニ於ケル陸軍ノ行動カ外交ヲ阻害スルト

言ハレタカラソノ與相ヲ話シマス

事実北仏ニハ陸軍軍隊ハ一部入ツテ居ル戦術

上ノ必要モアルシ又今後ノ企図秘匿ノ爲昆明

作戦ヲヤル様ニ見セルタメテモアル之ハ大命

ニ依リ行動シテ居ルモノテアリ又仏側ヲ刺激

セス為軍隊ハ骨身ヲケツツテ居ル之ニハ外交

上ノ根拠モアル、共同防衛ノ責任カラモ言ハ

ルシ昨年六月ノ日仏印協定ノ中ニモ駐屯兵力

六千通過兵力二万五千トノ根拠カ立派ニア

ル、ソシテモソレハ之ハ御前會議ヲ基礎トシ

テ居ルモノテ外交カオクレテ軍事上ノ作戦準備

備行動カ普通ニ進シテアルノタ、軍事カ外交

ヲ阻害シテ居ルニアラスシテ外交カ軍事ヲ妨

ケテ居ルノタ何故外交ハ約束通りヤラスカ外

交カ遅レテ居ルカラ此様ナホトカ起リ仏印ハ

米國ノ力ヲカリテヤラフトシテ申入レタノタ

以上ヨク御承知願ヒ度イ

輿論ノ取締リハ十分ヤラレ度イ情報局總裁ノ

全責任ニ於テヤラレタイ

次ニ撤兵問題ハ心臟タ撤兵ヲ何ト考ヘルカ陸

軍トシテハ之ハ重大視シテ居ルモノタ米國ノ

主張ニ其儘服シタラ支那事変ノ成果ヲ喪失ス

ルモノタ滿洲國ヲモ危クスル更ニ朝鮮統治モ

危クナル帝國ハ聖戰目的ニ鑑ミ非併合、無陪

償トシテアル支那事変ハ數十萬ノ戦死者、之

ニ數倍スル遺家族、數十萬ノ負傷兵、數百萬

ノ軍隊ト一億國民ノ戦場及内地ヲ辛苦ヲシマ

シテ居リ尚數百億ノ國幣ヲ費シテ居ルモノテ

アリ普通世界列國ナレハ領土割譲ノ要求ヲヤ

ルノハ寧ロ当然ナノテアル然ルニ帝國ハ寛容

ナ態度ヲ以テ臨シテ居ルノテアル駐兵ニヨリ

事変ノ成果ヲ結果ツケルコトハ当然テアツテ

世界ニ對シ何等遠慮スル必要ハナイ巧妙ナル

米ノ圧迫ニ服スル必要ハナイノテアル

北支蒙疆ニ不動ノ態勢ヲトルコトヲ遠慮セハ

如何ナリマスカ滿洲建設ノ基礎ハ如何ナリマ

スカ將來子孫ニ對シ責任ノ禍根ヲ貽スコトト

ナリ之ヲ回復スル爲メ又々戦争トナルノテアリ

マス滿洲事変前ノ小日本ニ還元スルナラ又何

オカ言ハンヤテアリマス撤兵ヲ看板ニスルト

言フカ之ハイケマセ撤兵ハ退却テス帝國ハ

駐兵ヲ明瞭ニスル必要カアリマス所業ノ駐兵

ヲシテ其他ノ不要ナモノハ時カ来レハ撤兵ス

ルノハ当然テス撤兵ヲ看板トセハ軍ハ志氣ヲ

失フ、志氣ヲ失ツタ軍ハ無イモ等シイノテス

撤兵ノ問題テ少策ヲ弄シ彼ニ逐次我主張ヲ変

更セシメラレルコトハ不可テアリマス

14) 木戸日記下

九二六

十月十五日(水)晴

午前九時、館氏来訪、面談。

午前九時半、企画院総裁鈴木中将来訪、東條陸相の意向を伝達せらる。概要左の如し。

近衛首相にして顧慮せざる限り政策は避け難きものと思はる。之が後任に就ては誰れ々々と名刺すことは如何と思はる人が、原則論を為せば、皇上の御意を固く承承し得ること、陸海軍を擁護することの二資格を必要とす。此点より見て臣下には人なく、結局、東久通宮殿下の御出馬を煩はずの外なかるべし云々。

余は事皇室に関する事となれば慎重なる考慮を要す、尚、右御出馬を願ふ場合には、事前に陸海一致の方針、即ち自衛的の方針の決定せられることが先決必須の問題なり、此の見識は確実なりやと問ひ、尚、充分研究の要あるべき旨を答ふ。

由喜子、紀子を伴ひ来訪、久振りに元氣なる顔を見る。

午前十一時出動、近衛首相来室、東久通宮殿下御出馬云々は如何のことなりし故、尚、考究中なる旨を答ふ。尚、松本秘書官

長に万一方の案を執行の場合の手続等の研究を依頼す。

一時十五分より二時迄、拜謁、政情急迫の事情を言上す。

二時、山崎野親総参謀長、政情を聴く。

四時、近衛首相参内、来室、陛下の政情に就き、陸軍大臣との関係著しく緊張を見るに至り、陸相は日米交渉の進展の問題につき此上首相と意見するときは感情的となるの感あり好まずとの意を述べ、至りしを以て、到底此種政治を担当し行くこと能はず、就ては東久通宮殿下御出馬云々は如何との事なりし故、余は大体今朝鈴木総裁に語りたる意見を述べ、尚、東條陸相が陸海軍協調の爲め政策転回に同意したるものなりや、或は皇族に此困難なる問題を御解決願ふ意思なりや不分明なる点あるを以て、先づ之を確め置くことの必要を認め、鈴木総裁に電話を以て来訪を求む。

近衛首相拜謁中、余は事皇族に関する問題なれば松本首相を其室に訪ひ、今朝よりの経緯を語り、首相は驚きたる様子なりしが、意見は此際皇族の御出馬には反対なりき。

四時半、鈴木総裁来訪、東條陸相の耳密につき尋ねたるも、迷に要領を得ず、依つて至意確めて「陛下ごことす。近衛首相も御前を退下し来室、参加せらる。首相は右の案を言上したるに、陸海軍一致にて平和の方針に決定せらるれば、万不得止事情なれば致方なしとの意味の御慰めありたりとの話ありたり。

首相とは五時半頃迄種々政情の拾取につき懇談す。

夜に至り、鈴木総裁より東條陸相と余との結果につき電話にて話あり。右によれば、陸相の考へは事前に陸海軍の協調を策する

にあらず、一に皇族の御力により之れを行はんとするものなること略々推察せらる。之にては直に緊張を要すること能はざるなり。

15)

十月十六日(木)晴

午前八時半、鈴木総裁来訪、皇族内閣云々の話ありしを以て、昨日来熟考したるところにより、大要左の如き理由により反対なる旨を明瞭にす。

一、皇族の御出馬を願ふは万不得止場合に、例へば陸海軍に於て意見は一致したるも行掛りあり、皇族の御力にすぎり解決したしと云ふが如き場合なれば、或は実現の可能性なきにあらざるも、

一、昨夜来の話にては、難問題は未解決の儘にて、此の打解策を皇族に御願すると云ふは絶対に不可なり。

一、一面に於ては臣下に人なきかと云ふことにもなるべく、又万一方皇族内閣にて日米戦に突入するが如き場合には之は重大にて、即ち近衛首相が御前會議にて決定したる方針を敢て実行し能はざりし程重要な何等かの理由ある此の問題を、皇室の一員たる皇族をして実行せしめられ、万一方期の結果を得られざる時は皇室は国民の怨府となるの虞あり。

三時、東條陸相来室、政情の急迫せることにつき話あり。東久通宮殿下云々の話あり。余は鈴木総裁に述べたる如を以て、反対の意を明にす。尚、九月六日御前會議決定の不用意なる点あること、此際御前會議決定を再検討するの要あること及び陸海軍の真の一致の必要を力説、之は我國の最小限度の要求にして、之なくしては國家の發展はあり得ざることを述べ。

16)

十月二十日(月)晴

午前九時、岸(信介)首相挨拶に来訪、面談。

十時四十五分より十一時半迄、拜謁す。

内閣交渉につき余の尽力に対し遺憾なる御言葉を押し、真に恐懼す。今回の内閣の交渉は真に一歩を誤れば不用意に戦争に突入することとなる虞れあり、熟慮の結果、之が唯一の打開策と信じたるが故に奏請したる旨を詳細言上す。極めて重く御理解あり、所謂虎穴に入らずんば虎肉を得ずと云ふことなれと仰せあり、感謝す。

九二八

10月14~15日

13) 「失はれし政治」(近衛手記)

又同夜、陸軍大臣の使として鈴木企畫院総裁が獲臺に來訪した。陸軍大臣の傳言は次の如くである。「段々其後探る處によると、海軍が戦争を欲しないやうである。それなら何故海軍大臣は自分にそれらぞはつきり言ふてくれないのか。海軍大臣からはつきり話があれば自分としても亦考へなければならぬのである。然るに海軍大臣は全部責任を總理に任せてゐる形がある。之は尚に遺憾である。海軍がさういふやうに吐がきまらぬならば、九月六日の御前會議は根本的に覆へるのだ。随つて御前會議に列席した首相初め陸海軍大臣も統帥府の總長も皆輔弼の責を充分に盡さなかつたといふこととなるのであるから、此の際は全部辭職して今までのことを御破算にして、もう一度案を練り直すといふこと以外にないと思ふ。それでは陸海軍を抑へてもう一度この案を練り直すといふ力のあるものは、今臣下にはない。だから、どうしても後内閣の首班には今度には官様に出席して頂くより以外に途はないと思ふ。その官様は先づ東久通宮殿下が最も適任と思ふ。それで自分としては、總理に辭めてくれとは甚だ言ひにくいけれども、事ここに至つては口を留めず。どうか東久通宮殿下を後衛首相に奏請することに御鑒力を願ひたい。」

天皇の戦争準備

十一月一日(土)午前七時半ヨリ約一時間
東条陸相ト杉山総長トノ会議要旨

(21) 東条

- 一 本日ハ結論トシテ
- 第一案 戦争セズ、臥薪嘗胆ス
- 第二案 直ニ開戦ヲ決意シテ作戦準備ヲクン進メ、外交ヲ従トスルモノ
- 第三案 戦争決意ノ下ニ作戦準備ヲススルカ外交交渉ハアノ最小限度ニテ之ヲ進メル
- ノ三案ニ就テ研究スルカ總理トシテハ第三案ヲ採リ度イト思フ

東条 各大臣ノ案ニ対スル意見左ノ如シ
海軍、大蔵、企鵝、トモニ第三案、外務ハ判然セズ、オ上ノ御心ヲ考ヘヘハナラヌ日露戦争ヨリモ遙カニ大ナル戦争ナルカ故ニ御軫念ノコトハ十分ニ拝察出来ル
又、オ上ハ正々堂々ヤルコトヲ好ミニナルコトモ考ヘルト、今開戦ヲ決意シ其後偽編外交ヲヤルコトハ、御聞キ届ケニナラヌト思フ然シ此案ヲ統帥部トシテ成功セシメル自信アルナラヤラレテモヨロシイ

杉山 若シ外交ウマクニケハ準備シタ兵ヲ下ケルコトナルカ之ハ困ル、内地カラ二〇万支那カラモヤルヘキ作戦ヲヤメテ兵ヲ送ツテオ、兵ヲ南洋迄出シテ戦争シナイテ退ケタラ士氣ニ闕ス、統帥部トシテハ(1)国交調整ハ断念スル(2)戦争決意ヲスル、(3)戦争発起ハ十二月下旬トス(4)作戦準備ヲスル(5)外交ハ戦争有利ニナル様ニ行フレヲ主張シ度イト思フ

東条 統帥部ノ主張ハ止メシナイカ、オ上ニ御納得シテイタタクノニハ容易テナイト思フ、

杉山 オ上ニ御納得ヲ願フコトノ困難ハ知ツテ居ル第三案ハ万已ムナイ時ニヤルモノト考ヘル

東条 オ上ハオキキニナラヌト思フ

杉山 対英交渉ノ時ノ最後要求ハ以上低下スルコトハナイカ

東条 之ハ低下スルコトハナイ軍及國民ハ承知シナイ

イ
尚本日ハ大義名分ニ就テモ研究シタイ思フテ居ル

372

御上 ソレテ安心シタ
支那カラ兵力ヲ抽出スルコトハ大ナル困難ヲ伴フニフラスヤ

総長 之ハ支那方面ヲ力カ薄クナリマスカラ戦面ノ縮少其他ノコトモヤラナケレハナラヌト思ヒマス
此ノ事ハ年度作戦計画ヲモ考ヘテ居リマス ソレテモ支那ニハ心配ハ入りマセン

九月十日
対南方動員ニ関スル上奏ノ際御下問

御上 動員ヲヤツテ宜シイ
而シ近衛、「ルースベルト」ノ話カマトアレハ止メルダラウ

総長 仰セノ通りテス

御上 又聞クノテアルカ南ヲヤツテ居ル時北ハ出テ来ルコトカナイカ

総長 絶対トハ申上ケラレマセンカ季節ノ関係上大キナモノト出テ来ルトハ考ヘラレマセン

総長所感

(20) 十月十三日(月)晴 九一四

十時三十五分ヨリ十一時四十五分迄、日米問題を中心に種々御物語あり。其の中左の如き御話ありたり。

一、昨今ノ情況ニテは日米交渉ノ成立ハ漸次望み薄クナリたる様に思はるゝ処、万ニ開戦トなるカ如キ場合には、今度は宣戦ノ詔勅ヲ発することとなるべし。其の場合、今迄ノ詔書ニついて見ると、時局脱退の際にも特に文武信備と世界平和と云ふことに就て述べたのであるが、國民はともも此点を等閑視して居る様に思はれる。又、日独伊三国同盟の際ノ詔書に

就ても平和の爲めと云ふことが忘れられ、如何にも柔米に対抗するか如く國民が考へて居るのは誠に面白くないと思ふ。就ては今度宣戦ノ詔書を出す場合には、是非近衛と本戸も参加して貰つて、爾と自分の領持を述べて、之を取り入れて貰ひたいと思ふ。

一、対英英戦ヲ決意する場合には、尚一層歐洲の情勢殊に英、独ノ和平協定を中心とする見通し及び独の單獨和平を對シ日米戦に協力せしむることにつき外交交渉ノ必要あり。又、戦争終結の場合ノ手段を初めより充分考査し置くの要あるべく、それにはローマ法皇庁との便居ノ交換親善關係につき方策を講ずるの要あるべし。

木下日記

(17)

昭和十五年 六月三日(月)晴 七九

午前九時半、平沼男を私邸に訪問 種々意見を交換す。
内閣交渉の際の処置として内府一人の責任にて処断するは宜しからずと思ふ。其の方法については尚考慮の上御歴したし。
一、現在世界の混乱状態より見て対英戦を始め將來の國策決定の要あり。之は一政府のよくするところにあらず。御上の御勅諭を願ふの外なしと思ふ云々。

(18)

昭和十六年 八月十一日(月)晴 九〇

十時四十分ヨリ十一時四十分迄 拜聞す。
昨今の日米關係につき深く御心配被遊、大要左の如き御話ありたり。

過日、近衛首相の奏上せるル大統領との会談が成功すれば兎に角、若し米國が日本の申出につき單純率直に受諾せざる場合には、真に重大なる決意を為さざるべからずと思ふ。

從來の御前會議は如何にも形式的なるを以て、今回は充分納得の行く迄質問して見たしと思ふ。それについては之が構成について軍務局長等事務の者は加へず、大体左の如き構成でやつて見てはどうであらうか。

首相、外務、大蔵、陸軍、海軍各大臣、企鵝院總裁
參謀總長、軍令部總長
之れに三光帥(内院宮職仁親王・伏見宮博恭王・梨本宮守正王)を加へた方がよいと思ふ。
是等の点につき首相ともよく相談して置いて貰ひたい。
右拜承す。

(19)

「杉山メモ」上
九月九日

南方作戦構想ニ就キ上奏ノ際御下問

御上 作戦構想ニ就テハヨク分ツタ
南方ヲヤツテ居ル時北方カラ重圧カアツタラドウスルカ

総長 南方ヲ始メタ以上ハ之ヲ達成スル迄右顧左眈スルモノニアラスシテ邁進スル必要カアリマス 又ソウ御願ヒ致シマス 但シ北方ニ事カ起レハ支那ヨリ兵力ヲ転用スルコトナトモ致シマシテ中途テ南ヲヤメル様ナトハイケマセン

331

22

杉山メモ上

十一月二日国策再検討終了後東条総理
陸海両総長列立上奏ノ際ノ御下問奉答

総理ヨリ十一月一日ノ再検討最終連絡会議ノ細部ニ亙リ
詳細ニ奏上シ且御前會議軍事參議官會議開催ヲ御願ヒス
ルコトヲ奏上ス總理ハ涙ヲ流シテ研究ニ時日ヲ費シ統帥
部ノ要望スル期日ヲ逸シツツアルヲ遺憾ニ存シアリ統帥
部トシテハ航空部隊ノ準備ニ関スル命令ヲ御前會議前ニ
発令方希望ノ様テアリ其際ハ御裁可方御聖慮ヲ煩シ度イ
旨申上ケ御嘉納ヲラセラル

オ上 大義名分ヲ如何ニ考フルヤ
東条 目下研究中デアリマシテ何レ奏上スルナラス
オ上 時局收拾ニ「ロミア」法皇ヲ考ヘテ見テハ如
何カト思フ
オ上 海軍ハ鉄一〇万吨アレハ損害カアツテモヨ
イカ
損害バドノ位アル見込カ
永野 戦艦二、甲巡二、軽巡四、飛行機一八〇〇機
位カト考ヘマス
オ上 陸軍モ相当ニ損害カアルト思フガ運送船ノ損
害等モ考ヘテ居ルダラウナ、防空ハヨイカ、
朝鮮ノ「ダム」カ壊レタラドウスルカ
杉山 防空ハ全国的ニヤリマスガ、東京、大阪、北
九州ニ重点ヲオキ其他ハ監視、連絡、燈火管
制、地方消防ヲヤル程度デアリマス

木戸日記下

十一月四日(火)晴

午前八時半、島川氏来訪、榎原男爵家の件なり。
九時、北川豊二郎氏来訪、面談。
九時半、相川侯知事来訪、地方事情を聴く。
十一時十分より十二時十分迄、拝謁、西総長の奏上に関する対英
米戦につき主なる御質問を承る。

一、泰國に入入る場合には大義名分を明にするの要ありと思
ふ。右に対する研究如何。
一、濠洲を基地としての航空機及潜水艦による反撃に対し、石
油の運轉輸送を支援スル飛行し得るや否や。右に対する方策
如何。

24

木戸日記

十一月二十六日(水)晴 九五

十一時十五分より四十五分迄 拝謁す。
日米会談につき御話あり。見遊としては遺憾ながら最難なる場
面に感ずるにあらずやと恐れらるゝところ、愈々最後の決意を
なすに就ては尚一度広く重臣を会して意見を徴しては如何かと思
ふ。就ては右の気持ちを東條に話して見たいと思ふが、どうであらう
かと御下問あり。依つて大要左の如く奉答す。
今度御決意被遊は眞に後へは引かれぬ最後の御決定でありま
すので、御不審の点其の他こもして見よう、あつてもして見よ
うと云ふ様な御気持ちがある様であれば、御遠慮なく御せ載き、
御上としても後に省りて悔のない丈の御処置が願はしいと存じ
ます。其の意味で御遠慮なく真相に御申付相成りまして宜しい
と存じます。
今朝六時半、賀陽宮大妃殿下親去被遊たるにつき、午後一時宮
邸に伺候、記帳、松浦(淳六郎)別当に面談、御借言上方を依頼す。
二時半、東條首相拝謁後面談、重臣會議につき御下問ありたる
趣を以て相談ありし故、眞に奉答の趣旨を伝へ、御上の御気持ち
を察せらるゝ様希望す。

25

木戸日記

十一月三十日(日)晴 九六

午後二時半、高松宮邸伺候、三笠宮も御同席にて殿下に拝謁、
対米施策を中心に最近の状況を言上す。
二時半出仕。
三時半、御召により拝謁す。
今日午前、高松宮殿下御上りになりたるが、其時の話に、どう
も海軍は手一杯で、出来るなれば日米の戦争は避けたい様な気持
だが、一体どうなのだらうかね、との御尋ねあり。
依つて、今度の御決意は一度聖断被遊るれば後へは引かれぬ重大
なるものであります故、少しでも御不安があれば充分念には念を
入れて御納得の行く様に被遊ねばいけないと存じます。就ては直
に海軍大臣、軍令部総長を御召になり、海軍の直の腹を御たしか
め相成度、此の事は真相にも留意なく御話置き願ひ度いと存じま
すと奉答す。
三時半、東條首相参内 拝謁す。其後、海軍大臣、軍令部総長
を御召あり、御下問ありたり。
四時、武官長、六時、侍從長と面談す。
六時三十分、御召により拝謁、海軍大臣、総長に先程の件を
尋ねたるに、何れも相当の確信を以て奉答せる故、予定の通り進
むる様真相に伝へよとの御下命あり。
直に右の趣を真相に電話を以て伝達す。
岡田夫婦、夕食後退室に帰る。

26

杉山メモ

十二月一日(月)午後二時五分
至午後四時五分

第八回 御前會議

右終リテ總理ハ結言(別紙)ヲ述フ
本日ノ會議ニ於テ、木上ハ説明ニ對シテ、領カシ
何等御不安ノ御様子ヲ拜セズ、御氣色亂シキヤ、
拜シ恐懼感激ノ至リナリ

十二月一日
御前會議後西総長南方軍ニ對スル任務
ニ関スル命令上奏ノ際ノ御下問奉答

オ上 此ノ様ニナルコトハ已ムラ得ヌコトダ トウカ陸
海軍ハヨク協調シテヤレ

杉山 敵ニ有難イ御言葉ヲ拜シ感激ニ堪エマセズ、西
総長ハ難儀長トシテ死力ヲ尽シテ將兵ヲ指導シ聖
慮ヲ安シ奉リマス

オ上 今朝以來米ノ状況ニ変化ハナイカ
杉山 本朝上奏致シマシテカラハ米「マリソン」ガ四
百名ツツニ度「マニラ」ニ入ツタ外、變ツタコト
ハ御座イマセズ
竜顔イト麗シク拜シ奉レリ

27

木戸日記

十二月八日(月)晴 九三

七時十五分出動。今日は珍らしく好晴なり。赤坂見附の坂を上
り三宅坂に向ふ、折柄、太陽の赫々と彼方のビルディングの上に
昇るを拜す。思へば愈々今日を期し我國は米英の二大國を對手と
して大戦争に入るなり。今既既に海軍の航空隊は大勢布哇を空襲
せるなり。之を知る余は其の成否の程も氣つかはれ、思はず大傷
を拜し、眼目祈願す。
七時半、首相と西総長に面會、布哇奇襲大成功の吉報を身にし、
神助の有難さをつくづく感じたり。
十一時四十分より十二時迄、拝謁す。國運を賭しての戦争に入
るに當りても、恐れながら、聖上の御聖慮は誠に自若として此の
御動搖を拜せざりしは眞に有難き極なりき。
宣戦の大詔は漢發せられたり。

387

544

VLF基地誘致を可決

えびの市臨時議会

緊急動議を多数で

議場前 反対派300人が抗議

官日 86年1月31日



えびの市臨時議会は三十日開会、防衛庁から建設の申し入れがあった潜水艦用超長波(VLF)通信基地の誘致をめぐり、議場前には約三百人の反対派が抗議行動を繰り出した。議会は、基地建設を可決した。同基地は、潜水艦に電波を送り入れるのに対し、基地側は電波を受信する。基地建設は人口増加に伴う経済発展、基地周辺整備、民生安定事業の推進を促す。基地建設は、潜水艦の運用を可決した。同基地は、潜水艦に電波を送り入れるのに対し、基地側は電波を受信する。基地建設は人口増加に伴う経済発展、基地周辺整備、民生安定事業の推進を促す。

資料・2 超長波の特徴

超長波の伝播と潜水艦による受信

超長波通信の特徴についてはすでに簡単に述べましたが、ここではもう少し詳しくふれてみたいと思います。

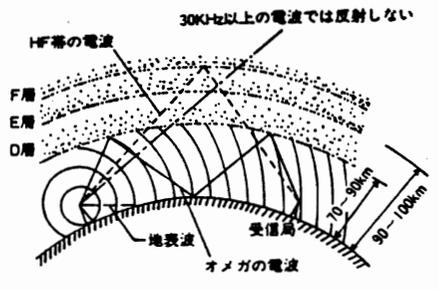
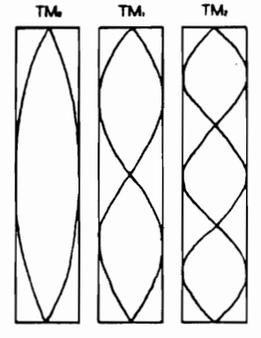


図2-1 VLF帯電波の伝播

図2-2 励振モードのいろいろ



方に届く電波はTM₀、TM₁、TM₂など導波管の励振モード(図2-2)の重ね合わせとなっており、見ることが出来ます。遠距離で重要になるTM₁とTM₂モードは図2-3のように高い周波数ではTM₂が、低い周波数ではTM₁が主モードになります。TM₂モードの方がTM₁より減衰が大きくなります。しかし、これらは電離層の状態によって変化。また図2-4に示すように方向によっても減衰率は異なります。

(2) 振動数(周波数)が小さいため海水のような電気伝導度のある物質内へも浸透する。このため、VLFは潜水艦への通信として早くから利用されてきました。とくに近年トライアント型のミサイル原潜やトマホークを装着した攻撃原潜の役割が大きくなると、VLFは核戦略のC3I体系の中で重要な位置をしめるよう

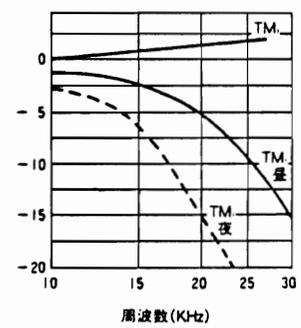


図2-3 励振率

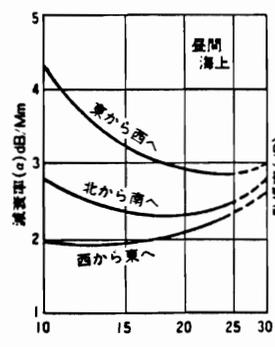


図2-4 周波数に対する減衰率

電波は海面への入射角にほとんど関係なく海面に垂直に屈折して内部に浸透します(図2-5)。したがって海中の電波の波長は空気中の1/1000以下に短縮されます。電波の周波数をf Hz、海水の導電率をσ mho/mとすると、電界の減衰率は0.0172√f (r·σ) (dB) / σで、標準的な海水の場合σ=5 mho/m前後であるので減衰量は0.0384√f (r·σ) / σである。これを依佐美送信所の場合にあてはめると前に述べたように周波数17.4kHzとして海面下四mで空気中の1/10、二mで千分の一、二〇

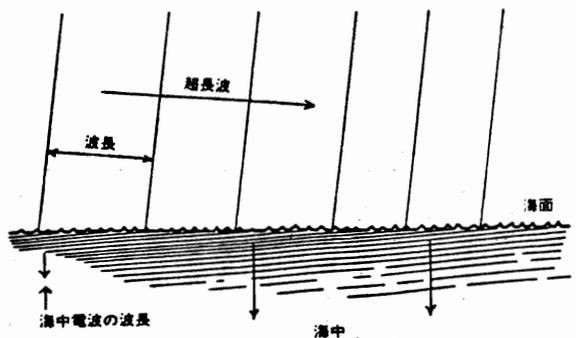
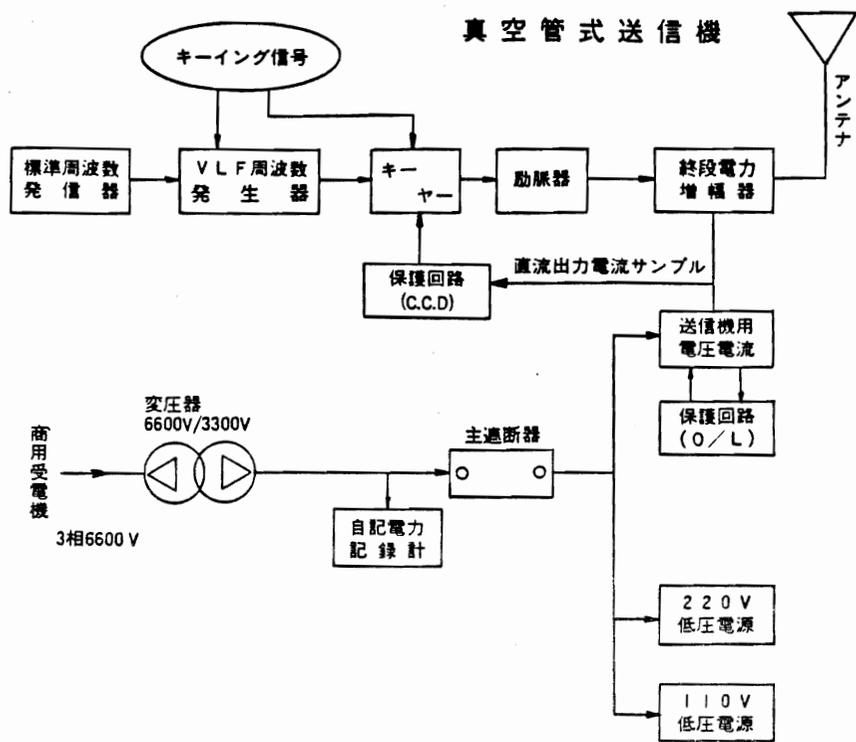


図2-5

で一〇万分の一度に減衰します。図2-6はσ=5mho/mの場合の減衰率を示したもので、図2-7は実験値と比較したものです。このことからVLFの実用上の受信深度は一〇〜三〇mと考えられます。しかし、ワイリアム・アーキンによれば潜水艦は海面下二〇〇〜(六七m)にあり、アンテナを下方に伸ばしています。これでは電波が弱くなりすぎるのではとの疑問が生じます。

潜水艦の周辺は潜水艦自身から出る雑音が大きいため、最近では艦体と浮アンテナの極間電位を受信する方式にかわって、長い浮きアンテナを海水中に延ばし、浸透してきた電



真空管式送信機

(2) 真空管式送信機
二五〇kWの真空管式送信機の概略が図に示されています。標準周波数発生機によって得られる正確な周波数の出力をVLF周波数発生器で混合して所定の周波数を得た後に、二五〇kWまで

電力増幅します。この送信機はA1とF1のどちらにも使用することが出来ます。なおF1方式は同一出力のA1方式に比べノイズやフェージングに強く、誤字・脱字が少なく、高速通信や多重通信に適するなどの利点を持っています。

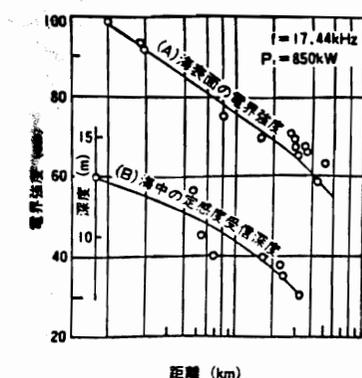


図2-7 海上と海中での電界強度の比較 (伊藤南二、1941年) * : ○印は測定値、実線はオースチンコーヘンの式の計算値、海面下13m程度が受信の限界である

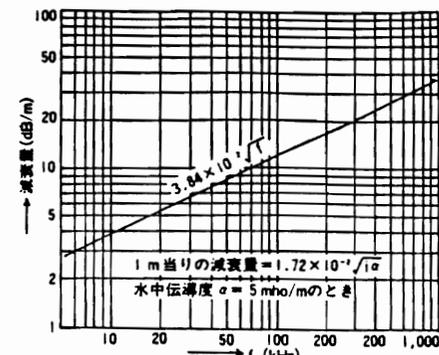


図2-6 水深1m当りの減衰量対周波数特性

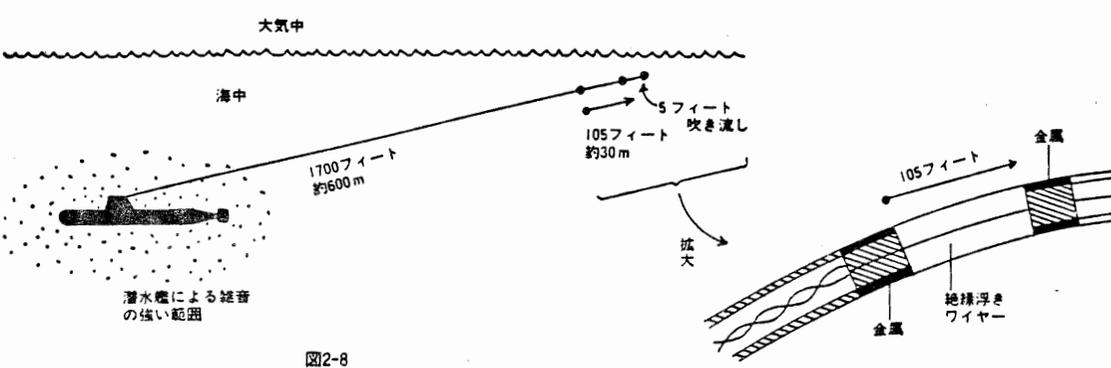
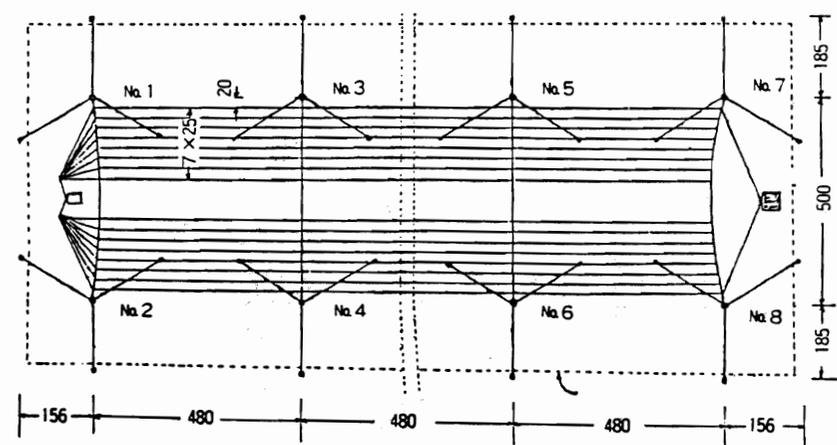


図2-8

資料・4

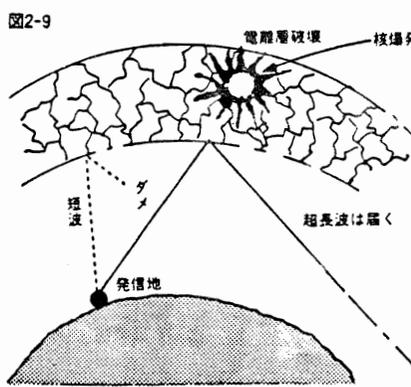
△アンテナとアース▽

線式三角鉄塔八基を二列に並べ、その間に約一五〇メートルのアンテナ一六条を張ったもので逆Lアンテナである。高き二五〇メートルの絶縁支



PLAN OF ANTENA
アンテナ平面図

UNIT: METER
単位: メートル



中波、短波などに比べて電離層の変動による影響は小さい。磁気嵐あるいは核爆発(とくに高空核爆発)によって電離層は局所的に変動あるいは破壊を受けることが予想されます。通常の電波による通信は局所的

波をキャッチする方法を用いています。この浮きアンテナが海面下比較的浅い場合はS/N比(信号入力/ノイズ入力)は主に大気雑音によって支配されます。アンテナの深度が増加すると水中雑音や内部雑音が増加します。海中では超長波の波長も一〇m程度以下に短縮されるので、アンテナ部分はそれほど長くなくてよいと考えられます(図2-8)。アーキンによれば、P17の図のように長いアンテナを出しており、この点についても研究が必要であります。

な電離層の破壊によっても不能になるのに対し、超長波の場合は変動の影響を受けても通信不能にはなりません。(図2-9)そこで、核戦争が始まった後の通信手段としても考えられています。

(4) 核爆発による電磁パルス(EMP)の影響を受けにくい。地上四〇km以上の大気圏の上部で核爆発をおこすと、核エネルギーによって高温高熱のプラズマと呼ばれる状態が生れ、このプラズマの急激な移動によって極めて強力な電磁パルス(EMP、電波の衝撃波)が発生します。このEMPがアンテナなどを通じて高圧電流として送受信機の電子回路を流れると、トランジスタやIC回路が破壊されて送受信機は使用不能になります。民間の放送施設はその対策をとっていませんが、米軍の通信体系は防護装置がすでにほどこされているといわれています。VLF送信機が核の直撃を受ければ、TACAMO機が替りに超長波送信をすることになっていますが、そうでない限り超長波送信機はEMPの影響で回路が破壊されにくいと考えられます。とくに旧式の発電機式送信機はEMPに強いと考えられています。これが依佐美基地に旧式の発電機式送信機でもいっつも送信できる態勢になっている理由です。

核戦場化はついに 地上に基地を

赤旗 86年2月28日



【えびの市】防衛庁が進める対潜水艦用超長波(VLF)通信基地建設計画で、日本共産党の長住由美子さん(参院比例代表候補)、小沢和秋衆議議員らが二十三日、宮崎県えびの市に入り、建設予定地を現地調査しました。

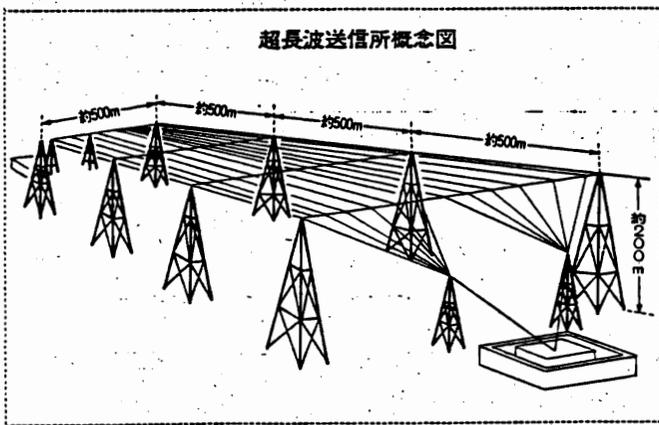
この現地調査には、宮崎、熊本、鹿児島三県の党組織も平和、民主団体も参加。今後関係三県で建設計画の動きを監視し、反対運動を連携して進めたいと決まっています。

防衛庁がこの地に基地の矢をたてたのは、当然ながら軍事上からです。○平たんで広大な土地(二百ヘクタール)があり、潜水艦の行動海域をカバーできる位置での積雪・氷結が少なく、○の条件で選ばれたわけ

米戦略に組みこみ 動きを監視 反対へ連携

宮崎県えびの市のVLF建設計画

当初、福岡県岡垣町に予定していたのが「知事が革新」の意向もあり、いよいよ「地上」に設置される。防衛庁は、米海軍



方、日米共同作戦態勢へできた駐屯地があります。りてアメリカ世界戦略の一環として自衛隊自体で建設したい、たゞし勝敗の結果はいついかなるものか、核戦争がもたらす不安を懸念して、

【調査】この現地調査には、宮崎、熊本、鹿児島三県の党組織も平和、民主団体も参加。今後関係三県で建設計画の動きを監視し、反対運動を連携して進めたいと決まっています。

【学習】宮崎県平和委員会、佐々木正義会長は「VLFがわが国の緊急プロジェクト作成たどりがかかっています。平和のための学習会を組織し、核兵器廃絶のデモ行進を断ち切るまで進めたい」と、呼びかけています。

核戦場化はついに 地上に基地を

赤旗 86年2月28日

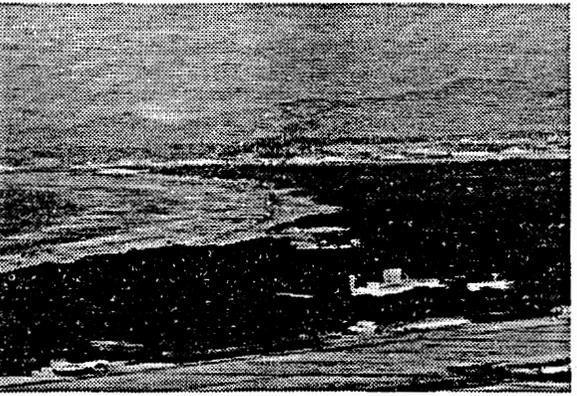


【岡垣】福岡県「核戦争」の被害基地である対潜水艦用超長波(VLF)通信基地は、当初福岡県岡垣町に予定されていました。なにが防衛庁に当初計画を断念させたのでしょうか。

【賛成】岡垣町人口は約二万九千人。自民党防衛族といわれる三原朝雄衆議議員の地元。基地計画が出されたのは九八〇年で、町長も並

岡垣町断念した背景 住民世論で行政を包囲

基地の正確な資料づくりから



時は基地に賛成して「反対」運動が起こればそれだけ多くの金がもたらされると公言する。また、岡垣町議会は議員十八人中、共産党町議は一人。基地建設反対に議会内外で奮闘した共産党の細川光利町議は「農家にとって『またなにかさわり』であるが、今度はなにに反対するんだ」といって返された。らいつか「一と臨時を断り

【運動】いって住民自身が話せる、かなり具体的な基地そのものの姿を把握し、性格を正確に知らせていくことに注力しています。

【反対】「防衛庁も住民動向を重視しています。住民世論をいへるならば行政を包囲しよう」と呼びかけた。この指撝は、

基地反対運動は、民主団体から数人が出席した学習会から始まり、米軍VLF通信基地がある愛知県依佐美も現地調査し、資料も入手してきました。

反対運動が、地域に定着することを努力し、全県で活動の盛りあげていきました。配布した宣伝用は、十一種五万枚近くにもなりました。各団体が全力で

【反対】「防衛庁も住民動向を重視しています。住民世論をいへるならば行政を包囲しよう」と呼びかけた。この指撝は、